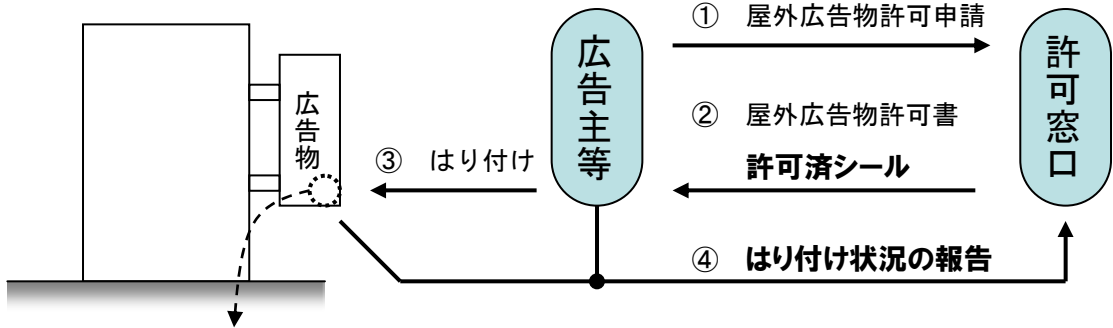


平成21年1月19日より、屋外広告物には、
許可済シール(標識票)のはり付けが必要となります。

<許可済シールの目的>

- 東京都屋外広告物条例は、広告物等の許可を受けた人に対し、許可期間等の表示を義務づけています。
- このたび東京都では、広告主等の表示義務の徹底を図り、違反広告物の表示・掲出を防止するため、許可済シールを導入します。

<手続きの流れ> 屋外広告物の許可を受け、許可済シールをはり付けした後、このはり付け状況を許可窓口に報告して下さい。



屋外広告物許可済

許可権者 練馬区長

許可期間 年 月 日から
年 月 日まで

許可番号 第 号

住所(所在)

氏名(名称) 見本

- 許可済シールのはり付け箇所
⇒ 広告物の表示面、建築物の出入口付近、広告物直下やその付近など、許可窓口とご相談して下さい。
- 実施時期
⇒ 平成21年1月19日以後に許可を受けた屋外広告物
- すでに許可済の屋外広告物の取扱い
⇒ 許可済シールをはり付ける必要はありません。

許可済シール(標識票)の見本

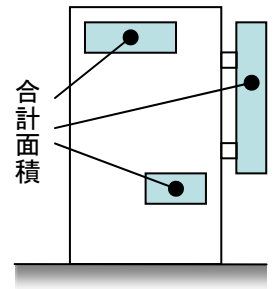
自家用広告物のうち、合計面積が一定規模以下のものは、許可が不要です。

- 自家用広告物とは…

自己の店舗やテナント等に、その店名や名称等を表示した広告物のことです。

- 用途地域ごとの合計面積の上限

| 用途地域 | 合計面積 |
|--|-------|
| 第1種・第2種低層住居専用地域、 第1種・第2種中高層住居専用地域等 | 5㎡以下 |
| 第1種・第2種住居地域、準住居地域、 近隣商業、商業、準工業、工業、工業 専用地域等 | 10㎡以下 |



<問い合わせ>

- 練馬区 土木部管理課 道路占用係 屋外広告物担当
(直通電話) 03-5984-1956 (FAX) 03-5984-1224
mail : dobokukanri04@city.nerima.tokyo.jp

| 広告物の種類 | はり付け箇所の例 |
|-----------------------------|---|
| 広告塔 広告板 小型広告板 | <input type="checkbox"/> 表示面又は掲出物件 <input type="checkbox"/> 出入口付近 <input type="checkbox"/> 広告物直下又はその付近 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面又はガラス面 等 |
| はり紙・はり札 等 | <input type="checkbox"/> 表示面又は掲出物件 等 |
| 電柱・街路灯 柱・標識の利用 広告 | <input type="checkbox"/> 表示面又は掲出物件（柱の部分を含む。） 等 |
| バス・電車など の車体利用 （ラッピング） | <input type="checkbox"/> 表示面又はガラス面 等 |

許可済シールをはり付けた後の報告方法について

許可を受けた屋外広告物等に許可済シールを貼り付けた写真（画像）を用意してください。
用意した写真（画像）を以下のどちらかの方法で提出してください。

① 写真を「標識票のはり付け状況報告」に添付し、窓口へ提出してください。

※提出は郵送でも可能です。

② 「標識票のはり付け状況報告」を練馬区ホームページからダウンロードして、画像を貼り付けて道路占用係のメールアドレスへ送ってください。

※メールの表題は、【許可済シールの貼付報告】としてください。

圧縮したファイルは、メールに添付しないでください。

2MB以上のファイルを添付しないでください。

【提出先】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区 土木部管理課 道路占用係 屋外広告物担当

代表電話 03（3993）1111 内線8485～7

直通電話 03（5984）1956

FAX 03（5984）1224

mail：dobokukanri04@city.nerima.tokyo.jp